

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	中国残留邦人等支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

現在、本市における取扱いは無いが、給付の必要が生じた場合は、中国残留邦人等支援給付の定めがある場合のほかは、生活保護法の規定の例により個人情報の取扱いに十分に配慮する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人等支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援給付及び配偶者支援金の支給の実施・生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答・生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更・生活保護法第26条の停止又は廃止・生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務・生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その審査又はその申請に対する応答・生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答・生活保護法第63条の費用の返還・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項及び第2項の徴収金の徴収を含む。)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・Acrocity行政基本・福祉総合WEL+・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(仮)中国残留邦人等支援給付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条</p> <p>【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条 生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第55条の5、第63条、第77条、第78条、第78条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、42の項、53の項、70の項、86の項、87の項、94の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第45条、第47条、第55条、第59条の2、第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	保健福祉部生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部生活福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2043

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity生活保護 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity生活保護 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部生活福祉課長 新田 春輝	保健福祉部生活福祉課長 堀切 聡	事後	平成27年4月1日人事異動
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	・支給給付の申請の受理 ・支給給付の申請に対する応答 ・支給給付の決定又は実施、支給給付に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査 ・支給対象者の自立支援	・文書給付及び郵筒有文書等の文書の実施 ・生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更 ・生活保護法第26条の停止又は廃止 ・生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ・生活保護法第63条の費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の63の項 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条、第14条第4項による生活保護法第29条、法附則第4条 生活保護法第7条、第19条、第24条、第26条、第55条、第56条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による生活保護法施行規則第2条第1項	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条 生活保護法第24条、第25条、第26条、第29条、第63条、第77条、第78条の2	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第2の87の項 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、70の項、87の項、108の項、120の項	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第2の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、70の項、87の項、108の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報に係る命令を基に修正
平成28年3月17日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	
平成28年3月17日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	
平成30年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条 生活保護法第24条、第25条、第26条、第29条、第63条、第77条、第78条の2	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条 生活保護法第24条、第25条、第26条、第29条、第63条、第77条、第78条、第78条の2	事後	(H29改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、53の項、70の項、87の項、108の項、116の項、118の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、53の項、70の項、87の項、108の項、116の項、118の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	(H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報に係る命令を基に修正
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部生活福祉課長 堀切 聡	保健福祉部生活福祉課長 堀切 聡	事後	氏名変更の届出
平成30年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	事務対象者数「0人」
平成30年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(16)・医療担当(1)・介護担当(1)・労務支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託員(2)
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity生活保護 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・福祉会WEI ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部生活福祉課長 堀切 聡	保健福祉部生活福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	平成30年2月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(17)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)
平成31年3月31日	1-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第二の63の項 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条、第14条第4項及び生活保護法第29条、法附則第4条 生活保護法第7条、第19条、第24条、第26条、第55条、第59条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による生活保護法施行規則第2条第1項	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条、生活保護法第24条、第25条、第26条、第29条、第63条、第77条、第78条の2	事後	根拠の修正(「別表第二」→「別表第一」)
令和2年3月31日	1-1-2事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 鹿児島市は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ・支給給付及び配偶者支援金の支給の実施 ・生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更 ・生活保護法第26条の停止又は廃止 ・生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ・生活保護法第63条の費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 鹿児島市は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ・支給給付及び配偶者支援金の支給の実施 ・生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更 ・生活保護法第26条の停止又は廃止 ・生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ・生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・生活保護法第63条の費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項及び第2項の徴収金の徴収を含む。)	事後	
令和2年3月31日	1-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条、生活保護法第24条、第25条、第26条、第29条、第63条、第77条、第78条の2	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条 【各手続の根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、第15条、生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第55条の5、第63条、第77条、第78条、第78条の2		(R1改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を差し修正
令和2年3月31日	1-4-2) 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、42の項、53の項、70の項、86の項、87の項、94の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第45条、第47条、第55条、第59条の2、第59条の3	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、42の項、53の項、70の項、86の項、87の項、94の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	(R1改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を差し修正
令和2年3月31日	Ⅱ-1(対象人数) いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	事務対象者数「0人」
令和2年3月31日	Ⅱ-2(取扱者数) いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(17)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日					評価の再実施
令和3年3月31日	Ⅱ-1(対象人数) いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	事務対象者数「0人」
令和3年3月31日	Ⅱ-2(取扱者数) いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(2)
令和3年3月31日	1-4-2) 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、42の項、53の項、70の項、86の項、87の項、94の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第45条、第47条、第55条、第59条の2、第59条の3	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、42の項、53の項、70の項、86の項、87の項、94の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第45条、第47条、第55条、第59条の2、第59条の3	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月31日	Ⅱ-1(対象人数) いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	事務対象者数「0人」
令和4年3月31日	Ⅱ-2(取扱者数) いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)・保健師(1)
令和5年3月31日	Ⅱ-1(対象人数) いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	事務対象者数「0人」
令和5年3月31日	Ⅱ-2(取扱者数) いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)・保健師(1)
令和6年3月31日	Ⅱ-1(対象人数) いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	事務対象者数「0人」
令和6年3月31日	Ⅱ-2(取扱者数) いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)・保健師(1)